

申請者・実務取扱者の皆様へ

土地境界確定申請の手引き

令和2年7月

国立市 都市整備部 道路交通課

1. 境界確定とは

国立市有地と隣接する土地との所有権の境界について、国立市と関係土地所有者との間で協議を行い、承諾された所有権の境界を書面に表し承諾書に記名押印することにより、所有権の境界を確定することです。

登記、物納、売買、財産の保全等を行う場合、土地の境界確定が必要になることがあります。

2. 境界確定の申請者

市有地に隣接する土地所有者は、境界確定の申請をすることができます。

(1) 土地所有者が法人の場合

その法人の代表者が申請してください。ただし、法人が解散又は倒産等しているときは、清算人又は管財人等となり、特殊法人にあつては、法律、定款、寄付行為の定める方が申請してください。

(2) 土地所有者が死亡している場合

相続人全員で申請してください。ただし、遺産分割協議書等で相続人が特定されている場合は、その相続人が申請してください。

なお、申請書の添付書類については、相続人による申請の場合、相続関係説明図を作成し、作成年月日、作成者氏名を記入し、作成者印を押印したものを添付してください。既に遺産分割協議が終了し相続人が特定されている場合は、その相続人で申請し、遺産分割協議書の写しを添付してください。

(3) 土地所有者が法定代理人として成年後見人、保佐人等を必要とする場合

申請書に法定代理人であることを証する書面を添付し、土地所有者記名のうえ、法定代理人が併記押印して申請をしてください。

(4) 申請する土地が共有地の場合

共有者全員で申請してください。なお、マンション等の場合で、管理規約に境界確定行為に関する条項を規定している場合は、その定めによる申請としてください。なお、申請書には管理規約の写しを添付してください。

(5) 申請する土地が信託財産の場合

委託者及び受託者両者の共同申請としてください。なお、申請書には信託原本の写しを添付してください。

3. 実務取扱者

申請者は、土地家屋調査士・測量士等の測量、図面作成等の能力を有する者に、境界確定に必要な実務を、申請者本人に代わって行わせることができます。

一般的には、専門的な技術を必要としますので、申請者から実務取扱者（土地家屋調査士、測量業者）に実務を依頼することになります。実務取扱者は、単に国立市への申請手続きの業務を代行するだけでなく、現地調査や測量及び土地境界図の作成に至るまで、申請者から受託し行います。

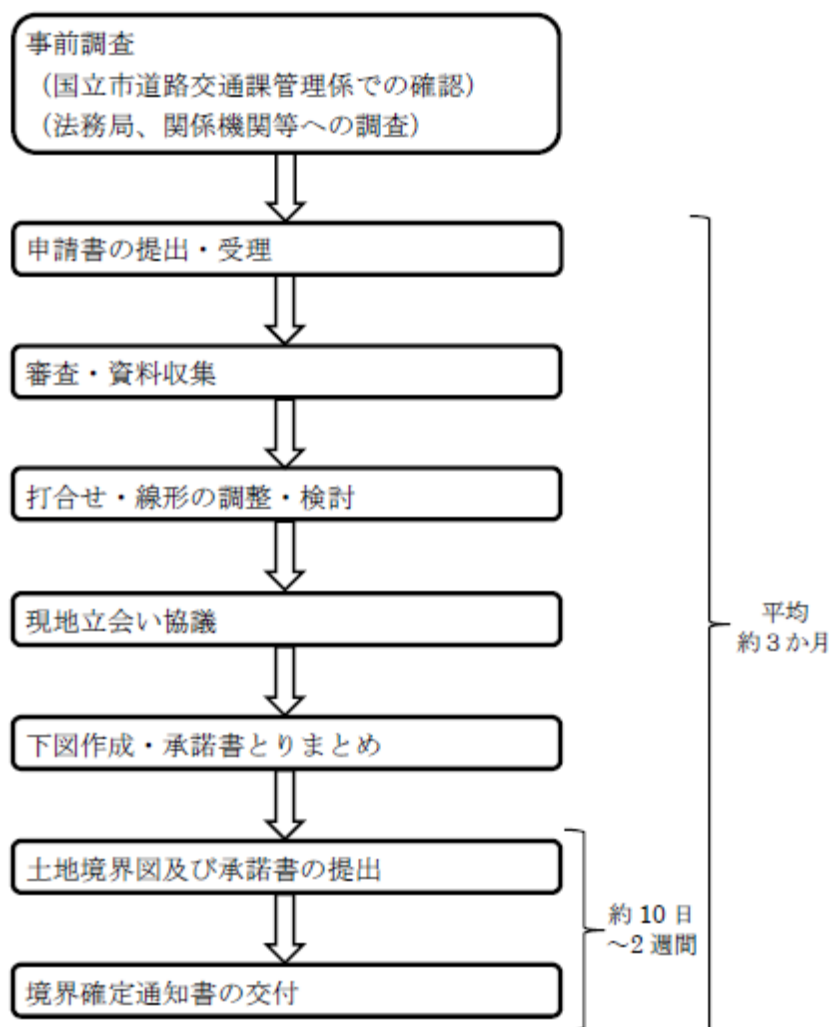
4. 申請書を受理できない場合

次の場合には、申請書を受理することができません。

- (1) 記入事項や提出書類に不備がある場合
- (2) 申請地と隣接市有地との間の境界が既に確定している場合
- (3) 申請地に隣接する土地が市有地でない場合
- (4) 申請地が係争中のものである場合

5. 申請書受理後の事務手続き

- (1) 事務手続きの流れ



- (2) 申請書の作成

申請書裏面の「申請書の作成要領」のとおり申請書を作成し、添付書類と一緒に提出してください。

なお、公図の写しには、必ず、申請地（境界）を赤色で表示し、事前に近隣の土地境界確定済み箇所を調査したうえで、確定済み箇所を青色で表示し、土地境界図番号を記入してください。さらに、土地所有者調書に記入した土地所有者名を記入してください。

(3) 資料等の調査依頼

申請地について必要がある場合は、旧公図・地積測量図・土地の閉鎖登記簿等の調査を依頼する場合があります。

(4) 線形の調整・検討

現況実測平面図（座標入り）に仮境界線を記入した検討図（座標入り）を提出してください。測量の範囲や記載する内容等については、市担当者に確認してください。

(5) 東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会への業務の代行について

国立市では、境界確定に関する一連の業務の一部について、東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会が業務を代行する場合があります。受理した申請について該当する場合は、市から連絡いたします。

(6) 現地立会い協議

境界の現地立会い協議は、原則、市、申請者、申請地隣接土地所有者（向う三軒両隣）で行います。

立会者全員への立会い日時等の連絡調整は、申請者（実務取扱者）にお願いしております。市担当者と必要な関係土地所有者に現地立会い協議の依頼をし、立会い日時等の連絡調整をしてください。

また、現地立会い協議が始まるまでに、現地の仮境界点にペンキ等により仮表示を行ってください。

(7) 境界の承諾

申請地隣接土地所有者（向う三軒両隣）の承諾を得ることができたら、申請者と申請地隣接土地所有者が記名押印をした「承諾書」をとりまとめのうえ、市に提出してください。

(8) 土地境界図の提出

「土地境界図の作成方法」のとおり作成のうえ、次のものを市に提出してください。

- ① 土地境界図（原図）〔国立市指定のポリエステルサンド和紙〕 1部
- ② 土地境界図（原図の写し） 市担当者が指定した部数、A4サイズに折りたたみ提出する

(9) 境界の標示

境界が確定しましたら、境界の標示をしてください。なお、境界石等は、国立市が支給しますので、「境界石交付申請書」を提出してください。境界等の設置が完了しましたら、「埋石検査願」を提出してください。

(10) 境界確定通知書の交付

申請者及び申請地隣接土地所有者の「境界確定通知書」は、窓口にて交付しますので、受領後、申請者（実務取扱者）から手渡し等の適切な方法で「境界確定通知書」をお渡しください。

6. 申請書の取下げ

申請を取下げられる場合には、「取下書」を提出してください。

7. 申請者の変更

申請後、売買等により土地所有者の変更があった場合は、新土地所有者から「土地所有者変更届」を提出していただくことにより、継続案件として取り扱うことができます。

8. 協議不調の措置

次に該当する場合には、協議不調として、申請書及び提出資料をお返しします。

- (1) 申請受理後、原則として3ヶ月を経過した時点で、現地における立会いが終了していない場合。
- (2) 現地における立会いが終了した後、原則として2ヶ月を経過した時点において、担当部署に申請者等から土地境界図及び承諾書が提出されない場合。

9. 境界確定についての問い合わせ先

〒186-0011

東京都国立市富士見台二丁目47番地の1 国立市役所3階

国立市都市整備部道路交通課管理係

電話：042-576-2111（内線357・358）

FAX：042-576-0264